

2020 年度 DRP 検討委員会  
第 5 回会合議事録 (案)

日時： 2020 年 11 月 9 日(木) 14:00～16:00  
場所： リモートでの開催

1. 議題：

1. 議事録 (案) の確認
2. 今後の検討課題について
3. 差押発生時の紛争当事者への連絡について
4. その他

2. 資料一覧：

- 資料 1-1 第 3 回会合議事録 (案)  
資料 1-2 第 4 回会合議事録 (案)  
資料 2 今後の検討課題について (案)
- 参考資料 3 JP ドメイン名に関する登録規則改訂について  
参考資料 4 シンポジウムの資料公開についての相談

3. 出席者(50 音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター副センター長
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局：前村 昌紀、林 宏信、山崎 信

4. 傍聴

JPRS： 佐々木 翔、佐々木俊博、白岩 一光、松丸真紀子

5. 議事

14 時に井上委員長により開会された。

## 議題 1. 議事録（案）の確認

- ・第 3 回、第 4 回の議事録については、既にメールで確認依頼があり、この場で特段の意見が無ければ、メールでのコメントを経て最終版とする。

## 議題 2. 今後の検討課題について

- ・資料 2 今後の検討課題について（案）に基づいて JPNIC より説明された。

今後の検討課題として、以下について今後どのように対応していくかを検討いただきたい

### 1. 紛争処理方針および手続き規則の改正などに関して

- i. 公開代行サービスへの対応 について
- ii. ミニマルアプローチへの対応 について
- iii. 差し押さえへの対応 について

議題 3 の「JP ドメイン名に関する登録規則改訂について」において、差押に関する改訂も含まれており、さらに JPRS より当事者への伝達の要否に関する検討依頼があり、議題 3 を踏まえての対応について

### 2. パネリスト候補者研修の実施について 今後の実施方法や頻度について

### 3. 手続き電子化のレビュー 2020年10月以降の電子化についてのレビューを行い改善に繋がりたいが、タイミングや方法について (林)

まず、2.と3.について検討したいが、2.について山口先生ご意見お願いします（井上）

これまで以上の頻度での開催の必要性の意見が出てくるのも理解できるが、パネリスト候補者の負担や JIPAC の体制からもこれまでどおり、年に 1 回が限度と考える。研修以外の対応も考慮すると、年 1 回以上行う必要性は少ないのではないかと思う。JIPAC で調停人向けに行っている調停人研修も年 1 回である（山口）

日本スポーツ仲裁センターでは、年に 3 回実施しており、忙しいメンバーだからこそ必要があり、年 3 回程度が適切ではないか。スポーツ仲裁センターでは、実際の判断例を説明、解説する形で実施しており、この形であれば、開催の負担も少なく、意義も大きいので、開催運営を JPNIC と分担することも検討して、頻度を増やすべきであるとする（早川）

山口先生の意見は、現状の開催方法を前提とした年 1 回の開催ということだと思うが、ケーススタディ的な開催であれば、山口先生対応可能でしょうか（井上）

JP ドメイン紛争処理事件の係属件数や、パネリストが担当する頻度が少なく、案件の論点が限られることなどから、年に何度も研修をする必要性が高いとはあまり思えない（山口）

現状でも共催になっているが、JPNIC として開催の実際の負担を分担する準備はある（林）

シンポジウムにおいて、パネリストのミニマルアプローチについての解釈が違っていたことに直面し、裁定例を検討する意義は大きいと感じた。裁定例を検討する形であれば準備の負担は少なく、回数を増やして実施すべきだと考える（早川）

裁定例を発表する形であれば、JPNIC 中心での開催やズームでのリモート開催も考慮すると開催可能だと思うが、JP-DRP の件数だけでは、内容も含め不十分なので、WIPO の裁定なども加えるのが、意義もあるのではないかと（山口）

昨年の開催まで、それ以前の 4 年間開催されていないこともあり、また件数の少なさについては、過去の事例を取り上げて良いし、今年の実例をみても意義はあるのではないかと考える。報告者の負担を少なくする形で開催することを前提として、年度内にパネリスト 2 名に事例研究を発表してもらおう形で一度やってみて、それを見て今後のやり方を考えるのでどうか（早川）

私は賛成、裁定例検討は、2017 年度までなので、2018 年度以降は、未だ評釈していないので、それを対象にして年度内に実施することではいかか（井上）

年 3 回を前提とすると大変だが、頻度を少し増やすことを全面的に反対しているわけではない。もともと JIPAC と JPNIC が共催によってパネリスト研修を行っているが、さらに企画の中心を JPNIC にやってもらうとか、検討委員会で企画を練るなどして、開催方法を検討することは可能だとは思ふ（山口）

今年度中に、事例研究という新たな形で、裁定例検討以降の裁定の中から、検討委員会で適切な事例を選んで頂き、次回の検討委員会で検討して進めることで良いかと（林）

賛成だが、ミニマルアプローチについては、このタイミングですっきりと議論したほうが良いと考える。私が担当してもよいので、研修会で取り上げて欲しい（早川）

ミニマルアプローチについて、その内容が明確でない中で、議論されていることに懸念がある。同じような裁定がなされるべきという面がある一方で、個別具体的な事案に応じた

判断が求められるという面もある。ミニマルアプローチは日本で言われている議論という面もあり、一人歩きして金科玉条となるのには危惧がある（山口）

山口先生の意見は、正に、研修会のテーマに相応しいということだと思うので、双方向の議論を行ううえでも、研修会でもう一度「別れさせ屋」を取り上げて議論すればよいのではないか（早川）

研修の方向性は確認できたので、具体的な内容については、次回の検討委員会で決めていくこととする。2.のミニマルアプローチについての対応の件について、ガイドラインなどを定めるということもあるが、まずは研修会で取り上げてから対応するのが良いのではないかと考える（井上）

不正競争防止法の力が弱いという立場からの意見の正当性もあると思われ、まずは、研修会で取り上げて、議論をしっかりと行い、それを踏まえてミニマルアプローチの方向性について、JPNIC としての方針を決めたほうが良い（早川）

不正競争防止法に基づいて移転請求をできないので、JP ドメイン名紛争処理における役割は大きいので、その意見に賛成する（山口）

電子化についてのレビューは、利用者であるパネリストや申立人、代理人などからヒアリングなどをして、使い勝手を聞き、簡単なレポートをまとめ、レビューのための資料とすることで良いか（早川）

利用者へのヒアリングを行い、そのレポートを元に検討委員会で検討する方向で、ヒアリングの主体は何処がやるのか（井上）

JPNIC が、JIPAC と相談しながら進める（林）

### 議題 3. 差押発生時の紛争当事者への連絡について

- ・JPRS から提供された、参考資料 3 JP ドメイン名に関する登録規則改訂について に関して、JPNIC から簡単に説明し、補足説明および質疑については、JPRS が対応することで進める。

差押については、2019 年度の検討委員会でも検討されており、JPRS と一応のコンセン

サスがあったということである。今回の登録規則の改訂の中で、差押に関することについての説明を参考資料3.についてする。

改訂の内容は、一般に公開されており、12月17日施行となっている。

差押に関する規定追加部分の一つ目が、ドメイン名に対して国税徴収法や民事執行法による差押がされた場合の規定追加であり、

- ドメイン名が差し押さえられた場合、現状保全措置をとる
- 差押後、ドメイン名が公売にかけられ、落札された場合で、落札者が登録資格を満たす場合、JPRS が移転手続きを行う。
- 差押がされたドメイン名に対して DRP が申し立てられた場合、もしくは DRP 中のドメイン名に対して差押がされた場合、DRP の手続及び裁定を優先する。合わせて、差押が発生したことを JPNIC および紛争処理機関に通知する。

二つ目が、外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加であり、

- ドメイン名の移転または使用差し止めを命ずる外国裁判所の確定判決・命令等が JPRS に提出された場合、JPRS はドメイン名を取り消すことが出来る

その他として、-

- DRP や訴訟（仮処分決定含む）が発生した場合、現状保全措置をとる

JPRS から JPNIC への依頼事項は、JP-DRP の手続きにおいて、今回の改訂前から課題になっていた事項であるが、裁定前に移転/廃止を内容とする和解に至るケースで、DRP 申し立て後、当事者同士で移転/廃止の和解が成立し申し立てを取り下げた場合、移転/廃止実施の前に差押が優先されてしまうため、和解の内容を実施できなくなる可能性が出てきてしまうので、紛争当事者への差押の事実伝達の必要性について検討して欲しいということである（林）

JPRS からは補足の説明はない（白岩）

登録規則は改訂済み、そのうえで検討依頼を頂いているが、伝達要否についてこれまでの議論は何処まで行っていたか確認したい（井上）

議論までは行っておらず、問題があることの共有までである（林）

一つ目は、現制度設計上、和解すると取り下げということになり、和解する前に差し押さえが起これば、差押えが優先してしまい、和解内容が実施できなくなることが起こるので、不測の損害を被らないように、当事者に伝達しておくのは真つ当であると考えます。

もう一つ、外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加について JPRS から説明をお願いしたい（早川）

今回の差押の件とは、全く別の課題として JPRS として以前から認識してきた課題への対応である。具体的には、米国から商標侵害を理由として移転や使用差し止めの仮処分命令や判決を頂くことがあり、日本での有効性については、民事訴訟法 118 条において、被告不詳訴訟が多くあり、日本での効力が不確定というのが裁判や命令としての判決だった。一方では、実態としてブランド衣料品などのバッタ販売などがあり、価値判断としては実施すべきとの判決が多くあった。今までは、判決を根拠とせず、情報不備などを理由として、ウェブサーバー解除や取り消しをしていたが、判決がなくても対応できるようにこのような条文を新たに追加した（白岩）

民事訴訟法 118 条において、仮処分はそもそも対象とならないので、外国の仮処分命令は、効力がない。判決についても、被告に対して送達の不備などあれば、判決として承認できないことになる。民事訴訟法 118 条の要件は満たさなくても、海外における判決、命令においては、それに対応してドメイン名の取り消しなどをするということか（早川）

することが出来るようにしておくということ（白岩）

JPRS の裁量権か（早川）

内部のフローを今定めているところ（白岩）

条件は、ルールの中に明示しなくても大丈夫か。誰かの権利を奪うことになる。外国裁判所は、米国だけではなく、中国やベトナムでも対応するということか（早川）

全ての国に対応するかは、内部的に検討しており、相互の保証がない国については、判断を見送ると考えている。（白岩）

仮処分については、相互の保証がないと言われると、そこで終わってしまう。（早川）

そこも踏まえて内部の基準を考えたい（白岩）

その基準が、JPRS の裁量で大丈夫かということ、一律取り扱いを明示しているのが、民事訴訟法 118 条である。自分に発生した権利義務関係が明示されていないと、JPRS の裁量によること、またその要件が明確で表に出る形ではないということでは拙いのではないかと、その問題意識は、前の打ち合わせのときにはっきりと申し上げてつもりだが、検討委員会と JPRS は認識の一致を得られたと書かれているので驚いた（早川）

(2) に記載のものは、外国裁判で、日本の国内で日本の確定判決と同様の効力を有するものに関しては、もともとの規則にあるのでそれに従う。あくまで、日本国内での効力を有さない外国の判決の場合について記載した。裁量の条件については、どこまで明示するか、規則にどこまで記載するかなどは、今、問題意識を頂いたので一度検討したい（白岩）  
既に改訂してしまったのか、本当に大丈夫か（早川）

前の議論のときは時間切れだった。とても気になったのでコメントしたが、無視されたままこれが出てきた（早川）

無視したということであれば申し訳ないが、外国判決で国内と同じ効力を有する場合は、それに従ってやれば良いということに関しては理解を得られたと考えている（白岩）

外国判決で国内と同じ効力を有するという判断は誰がやるのか、判例なども余りないし、送達の有無や国家間の承認の相互保証のチェック、管轄が日本と同様のものになっているかなど JPRS が必要なすべてのチェックを行うのか（早川）

118 条の要件を満たさない場合も OK としているので、逆にそこのチェックも無用ということになるのか（早川）

118 条を満たしていない場合の、どんなものでもやるのかということではなく、公序良俗に反するということもある、これまでは米国の事例だけなので、これから事例を踏んでいかなければいけないところがある（白岩）

あまりにも制度の検討なしにルールの変更を安易に行ったように思う。限られた時間の中で、相当問題であるという話しはしたつもりであった（早川）

指摘の意図は分かった（白岩）

何のために当時の報告を頂いたのか、まじめにコメントしたつもりなのに、この外国裁判に関するところについては、どのように運用するのか、要件が明示されていない、このような穴だらけのものが作られたのには驚いた（早川）

JPRS としては、今のままで行きたいが、どの線引きで取り消されるかなど、今までの規則の作りこみも含めると、このレベルの記載が適当となるが、もう少し細かく書くべきではないかとの指摘をいただいたと認識している（白岩）

運用をどうするかが問題、言語の留保もない、118条の要件チェックだけでも大変。また、規則上出来るようになっていて、必ずやるということではなくても、国によって対応が変わるとそれはそれで問題ではないか（早川）

その場合は、何故しないかの根拠の説明を出来ることが重要だと思っている（白岩）

すでに規則を作ったので、後戻りできないのでそれを前提に考えて欲しいということなら対応も可能だが、制度的に良く分かっていないが、JPRSに専権があるのなら、検討委員会としては、何も出来ない。JPRSの心配をして申し上げている（早川）

登録を取り消せることが出来る場合が幾つか規定に挙がっていて、それに一つ加えたということ。外国判決として日本で効力がなくても受け付けてしまえば良いのか、それを全面的に受け付けるのかについては、あくまで「できる」となっているので、運用上は内規で厳しく縛ってやれる。それで取り消してしまうとなると、元の権利者から訴えられるかもしれない、どちらに転んでもリスクもあるが、裁判所の命令に対して、JPRSとしても何らかの対応が取れるような規則にしておきたいということだろうが、対応するかどうかは、裁量によることに心配があるという早川先生の懸念も分かる。（山口）

商標権については、例えば、米国の商標権者が、日本のドメイン名を使うなというときに、ドイツで商標権を持っていると主張するものに、日本で取り消すことで良いのか（早川）

今までのものに関しては、文字列の類似性ではなく、使われ方の問題である。文字列がABC（有名商標の例）だから取り消せではなくて、模造品を販売しているということで、取り消せという命令が出ている（白岩）

裁判所からは、ABCの模造品を売っているということで命令が来るということか（早川）

過去の事例ではそうである（白岩）

該当箇所の規則の改正内容をいま確認しているが、「外国裁判所の確定判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があったとき」とあるところ、確定判決以外のものについては、全部確定したものでなければいけないのか。また、「民事訴訟法に定める相互の保証があることを確認できない場合はこの限りでない」とあることから、相互の保証以外の点は検討要素にはしないという発想で改訂されたということか（井上）

確定判決でなくても良いということか（井上）



確定判決の場合は、しなければならないとなる（白岩）

仮処分命令が外国で出ている場合はどうなるか。仮処分は民事訴訟法 118 条の「確定判決」ではないため同条の相互の保証の対象外なので、例えば米国で仮処分が出た場合は、どう対応するのか（井上）

仮処分が相互の保証の対象外になることを把握していなかったので、確認のうえ回答したい（白岩）

このような条文の作りで良かったのか。条文を読むと誤解を生む可能性があるのではないか。このままで、12月17日実施しなければいけないものか。（井上）

一般公開というのは、パブコメを求めているのか（早川）

施行の予告という位置づけ（白岩）

専門家に相談したのか。国際私法関係の弁護士に相談しなければ、専門家に相談したことにならない（早川）

この件については、検討委員会としては、コメントさせて頂いたということで、JPRS に検討いただくということ（井上）

話を戻すと、差押の事実の伝達の件については、伝達を行うということで、誰が何処で伝達するかというプロセスをどうするか（井上）

最初に知る JPRS から JIPAC、JPNIC に連絡があるので、JIPAC からパネルと当事者に伝えるということではないか（早川）

JPRS は、JIPAC に伝える規定は定めているので、その先は、DRP に関する規定で書くことだと認識している（白岩）

ポリシーとしては強く反対しないが、差押の事実は、個人情報としても重たい情報であり、この事実を当事者の一方に伝えることの重要性について、規則を定めると個人情報保護の観点の問題なしとの理解かもしれないが、その点についての疑問を共有する（ト部）

先ずは、当事者に伝達することをポリシーとして検討し、ポリシーとして反対しないのであれば、個人情報保護も含めてルールとしてしっかりと整備しておくことではないか  
(早川)

JIPAC の補則に入れるという対応もある。ただ、和解との関係で伝える必要はあるかもしれないが、紛争当事者でも登録者はそもそも知っている情報である一方で、その登録者が手続に参加していないことも多々あり、紛争当事者に連絡をするということについては、裁量的に対応するほうが良いかもしれないので、規則化するかどうかは、よく考えるべき  
(山口)

事実伝達の可否も含めて、もう少し検討を要するので、次回に検討することとする。  
また、今回検討できなかった、公開代行サービスの対応も次回の検討とする。(井上)

#### 議題 4. その他

参考資料 4 シンポジウムの資料公開についての相談 については、卜部先生の資料において、差押に関して、匿名にしたほうが良いのではないかとと思われる企業名の記載について、修正をすることの了承を得たい (林)

修正いただいて結構 (卜部)

- ・ 次回日程は、2021年1月5日(火) 14:00~16:00 とする

以上をもって、の井上委員長により会議は 16 時 00 分に閉会された。

以上